



会 報

令和8年7月号

発行所 〒590-0953 堺市堺区甲斐町東4丁1番10号

TEL 072-221-5115 FAX 072-221-5055

E-mail keiei_center@ockc1969.jp

URL <http://www.ockc1969.com>

協同組合 大阪中小企業経営センター

発行責任者 本 田 浩 基

新規組合員募集中

税務・労務・行政・法律の
ご相談と手続きは、当経営センター
まで、お待ちしております。



只今、当組合では、新規組合員を募集しております。お知り合いなどの事業所で、まだ、ご入会頂いていない事業所がございましたら、当経営センターまでご紹介くださいますよう宜しくお願い致します。

賛助会員の方は、随時、協同組合へのご入会を受け付けておりますので、お気軽に事務局まで、お問い合わせくださいますよう宜しくお願い致します。

★弁 護 士	井 上 健 策
★税 理 士	本 田 浩 基
★司 法 書 士	法 常 博
★社会保険労務士	西 野 ゆかり
★行 政 書 士	本 田 浩 基



Summer Vacation

令和8年 8月10日 (月)

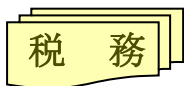
令和8年 8月12日 (水)

令和8年 8月13日 (木)

令和8年 8月14日 (金)

上記の 4 日間夏期休暇のため休業致します。尚、休業中お急ぎの方は、留守番電話に「貴社名・用件・電話番号」を録音して頂きましたら後ほど担当者よりご連絡させていただきます。

夏期休暇のお知らせ



インボイス制度の特例について

～はじめに～

令和5年10月1日より開始されましたインボイス制度ですが、制度開始より特例が設けられていました。その特例が、令和8年10月1日以降に割合の変更等となりますので、今回お話していききたいと思います。

1. 2割特例について

免税事業者がインボイス発行事業者として課税事業者になった事業者について、売上に係る消費税から8割の税額を控除した金額を納付額とする特例を言います。

～免税事業者である個人事業者が登録を受けている場合～

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9・10年
令和5年10月1日 開始					
		2割特例の適用が可能な期間			3割特例
免税事業者	インボイス発行事業者	インボイス発行事業者	インボイス発行事業者	インボイス発行事業者	インボイス発行事業者

※令和8年1月1日～12月31日の期間まで**2割特例**、令和9年1月1日～令和10年12月31日が**3割特例**による消費税納税額の計算を行うことができます。

※簡易課税制度の適用を受ける場合、2割特例の適用年を受けた翌課税期間であれば、申告期限までに届出を提出すれば適用されます。

(令和9年度分であれば令和10年3月31日までに提出)

～免税事業者である3月決算法人が登録を受けている場合～

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9・10年
令和5年10月1日 開始					
		2割特例の適用が可能な期間			特例なし
免税事業者	インボイス発行事業者	インボイス発行事業者	インボイス発行事業者	インボイス発行事業者	インボイス発行事業者

※令和5年10月1日～令和9年3月31日の期間まで**2割特例**による消費税納税額の計算を行うことができます。以降は特例の適用はありません。

※簡易課税制度の適用を受ける場合、2割特例の適用年を受けた翌課税期間であれば、申告期限までに届出を提出すれば適用されます。

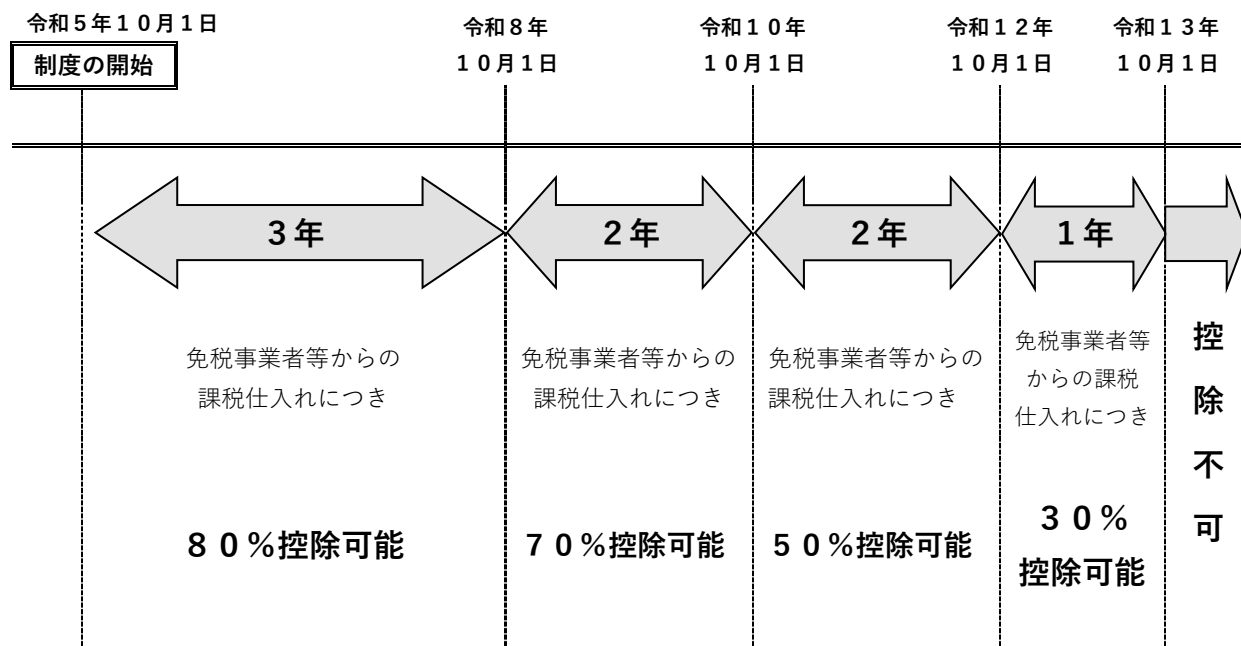
(令和9年4月1日～令和10年3月31日であれば令和10年5月31日までに提出)

2. 課税仕入れに係る仕入れ税額控除の7. 5. 3割について

免税事業者などインボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、本来は仕入税額控除を行うことが出来ません。

しかしながら、現行では仕入税額控除の特例により8割控除することが認められています。今回の改正により、特例適用期間が2年間延長となり、控除の割合につきましては下記の通りとなりました。

～控除可能割合の見直し～



※この経過措置による仕入税額控除の適用について、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の摘要を受ける旨（80%控除・7. 5. 3割控除を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

※基準期間の課税売上高が1億円以下等の事業者で、1万円未満の取引について、インボイス不要とする措置については、**令和11年9月30日までの取引が対象**となっています。つまり、**令和11年10月1日以後の取引には適用できません。**

3. 特定金属くず特例の創設

金属盗対策法に規定する特定金属くずについて、古物商特例や再生資源特例の対象から除いた上で、同法上の特定金属くず買受業の届出を行っている事業者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産（消耗品を除く）として買い受ける特定金属くずについて、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除を認める特例の対象に加えることとされました。（特定金属くず特例）

特定金属くず特例の適用を受ける場合、帳簿には**特定金属くず特例の対象となる旨**及び**課税仕入れの相手方の住所地又は所在地**の記載が必要となります。

※上記の見直しは、令和8年9月1日以後に行う課税仕入れについて適用されます。

失業等給付を受給される皆さまへ 令和7年4月1日以降に離職された場合 自己都合離職者の失業給付の 「給付制限期間」が1か月に短縮

令和7年4月1日以降に正当な理由がなく自己都合で退職した場合の**給付制限期間は原則1か月**となります。

給付制限期間とは？

自己都合退職など、特定の理由で離職した場合に失業給付の受給開始までに一定の期間が設けられることを給付制限期間といいます。

1) 給付制限期間の短縮

令和7年3月31日以前の自己都合離職者に対しては、失業給付（基本手当）の受給に当たって、待期満了の翌日から原則2か月間（5年間に2回を超える自己都合離職の場合は3か月）の給付制限期間がありました。

労働者が安心して再就職活動を行えるようにする観点等を踏まえ、令和7年4月より給付制限の期間が1か月間に短縮されました。

ただし、退職日から遡って5年間で2回以上の正当な理由なく自己都合により退職し、受給資格決定を受けた場合の**給付制限期間は3か月**となります。

また、自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇（重責解雇）された場合の**給付制限期間は3か月**となります。

2) 給付制限期間の解除の緩和

ハローワークの受講指示を受けて公共職業訓練等を受講した場合、給付制限期間が解除されますが、令和7年4月からの改正内容は次のとおりです。

- ・離職期間中や離職日前1年以内に、リスクリングのために自ら雇用の安定及び就職の促進に資する教育訓練を受けた（受けている）場合は、給付制限が解除されます。
なお、給付制限解除の対象となる教育訓練（令和7年4月1日以降に受講したものに限る）は下記の訓練です。

① 教育訓練給付金の対象となる教育訓練

② 公共職業訓練等

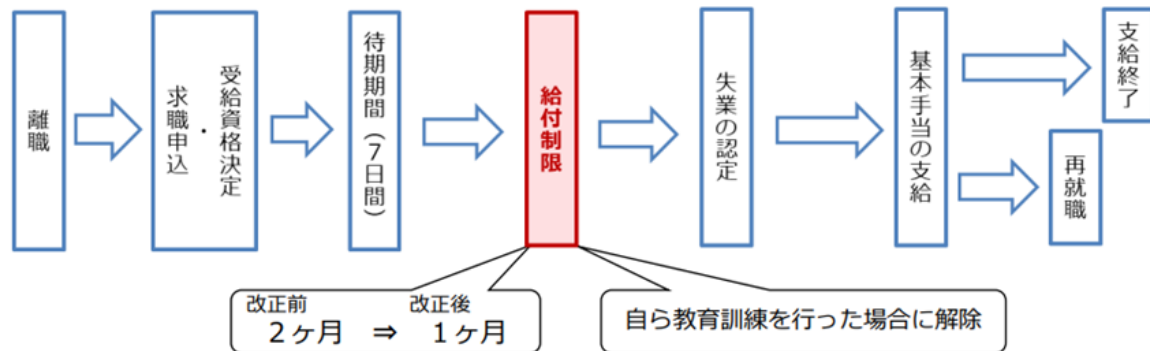
③ 短期訓練受講費の対象となる教育訓練

④ ①～③に準ずるものとして職業安定局長が定める訓練



基本手当の受給手続きの流れ

○基本手当の受給手続きの流れ（自己都合離職者）



教育訓練を受講することで、これまでの経験を活かしつつ、新たなスキルや資格を身につけることができます。

自身の強みを増やし、再就職の選択肢を広げることが可能になります。

失業給付を上手に活用して、生活の安定を図りながら、スムーズな再就職に向けて準備を進めましょう。

再就職手当の取扱いについて

再就職手当の支給要件の一つに、「離職理由による給付制限を受けた場合は、待期満了後1か月間については、ハローワーク等または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介により就職したものであること」とありますが、令和7年4月1日以降に給付制限期間が1か月となった場合も、当該条件を満たす必要があります。

令和7年4月1日以降、「給付制限の解除」が適用されて基本手当を受給できる方についても、「待期満了後1か月間については、ハローワーク等または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介により就職したものであること」の条件を満たす必要があります。

- ・再就職手当は、基本手当の所定給付日数の3分の1以上の支給日数を残して、安定した職業に就き、支給要件を全て満たした場合に支給されます。
- ・雇用保険の求職者給付のうち、失業の状態にある期間について支給する手当を「基本手当」といいます。
- ・基本手当を受けられる日数の上限は離職日における年齢、雇用保険被保険者期間、離職理由等により定められています（これを「所定給付日数」といいます）。
- ・ハローワークインターネットサービスの「オンライン自主応募」は、ハローワークによる職業紹介に該当しません。
- ・**高年齢求職者給付金、特例一時金を受給される方は再就職手当の対象となりません。**

再就職手当の支給要件の一つに、「離職理由による給付制限を受けた場合は、待期満了後1か月間については、ハローワーク等または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介により就職したものであること」とありますが、令和7年4月1日以降に給付制限期間が1か月となった場合も、当該条件を満たす必要があります。

令和7年4月1日以降、「給付制限の解除」が適用されて基本手当を受給できる方についても、「待期満了後1か月間については、ハローワーク等または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介により就職したものであること」の条件を満たす必要があります。

お知らせ

引き続き募集しております 建設業一人親方の皆様へ



当組合は建設業に従事する一人親方を募集しております。特別加入に加入すると仕事中や通勤途中の傷病については治療に要した費用が支給されたり、休業補償（休業4日目以降）や障害年金等の給付が受けられます。安心して働いていただく為にも是非ご加入の検討を宜しくお願い致します。

尚、保険料や保険給付の内容等につきまして、詳細をお尋ねの方や、労働保険に関するご相談がありましたらお気軽に当経営センターまでお問い合わせ下さい。



算定基礎の受付開始

今年の9月から翌年8月までの社会保険料を決定する「算定基礎」の受付の季節となりました。

6月下旬に日本年金機構より、順次お知らせが届いておりますが、現在、委託されていない事業所で、算定基礎の届出をご希望の事業所につきましては、ご一報ください。

なお、賞与を支給される場合、被保険者負担分につきましては、下記の率で控除してください。

被保険者負担分

（令和8年7月現在）

健康保険			厚生年金 保険	雇用保険	
介護保険第2号 非該当被保険者	介護保険第2号 該当被保険者	子ども・子育て 支援金	一般被保険 者	一般の事業	建設の事業
5.065%	5.875%	0.115%	9.15%	5/1000	6/1000

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

＼他にもこんな特徴があります。／

- ・月々の掛金は1,000円から
- ・契約者貸し付けの利用が可能
- ・共済金の受給権は差押禁止

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします



経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け**
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は無担保・無保証人**
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に**
掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の倒産から
会社を守る制度です！



共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00～17:00

当経営センターは、独立行政法人 中小企業基盤整備機構の委託団体です。

ご興味のある方はお気軽にお電話下さい。

TEL 072-221-5115

無料法律相談

相談日		担当弁護士	時間
7月	2日(木)	井上 健策	午後5時～
8月	6日(木)	井上 健策	午後5時～
9月	3日(木)	井上 健策	午後5時～
10月	1日(木)	井上 健策	午後5時～

無料法律相談をご希望の方は、当経営センターまで、お気軽にお申込み下さい。

ご予約の際は、相談日の二日前までにご連絡下さい。



協同組合 大阪中小企業経営センター

理事長 本田 浩基

組合員の皆様には、日頃より経営センターの活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

7月を迎え、暑さも本格的になってまいりました。

組合員の皆様におかれましては、日々の事業活動にご尽力されていることと存じます。

新年度が始まってから早くも3か月が経過いたしました。

物価高騰や人手不足、各種制度改正への対応など、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

そのような中で、当経営センターは、創設当初の理念である「中小企業の頼れる相談先」として、税務・労務・行政手続き・法務に関するご相談をお受けし、組合員の皆様の実情に即したサポートに努めております。

今後も、職員一同が力を合わせ、組合員の皆様に安心してご相談いただける身近な窓口であり続けられるよう、より一層取り組んでまいります。

暑さ厳しき折、皆様におかれましては、くれぐれもご自愛いただきますとともに、事業のますますのご発展を心よりお祈り申し上げます。

今後とも経営センターをお気軽に活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

